

申告相談日程表

《各会場の開館(受付開始)時間》 午前8時(阿仁合地区・前田地区は8時30分／大阿仁地区は9時)
※受付終了時間 午後3時

《申告相談時間》 午前9時～正午、及び午後1時～終了まで
(阿仁合地区・前田地区は9時30分～／大阿仁地区は10時～)

- ◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をすることがあるため、午後の相談になることがあります。
- ◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。
- ◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡(☎62-1116)をお願いします。



日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/8	水	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀬	七日市基幹センター	2/6	月	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※10:00～
9	木	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		7	火	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野目沢 鳥坂	
10	金	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		8	水	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	
13	月	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口林業センター	9	木	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	阿仁ふるさと文化センター ※9:30～
14	火	上町 向黒沢 前野	綴子基幹センター	10	金	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
15	水	下町 大堤 昭和		13	月	小様 小淵 吉田	
16	木	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		14	火	李岱 東根田 西根田	合川農村環境改善センター (合川公民館)
17	金	前山 今泉	今泉交流センター	15	水	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
20	月	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	16	木	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
21	火	大町 上町 街道町 新屋敷町		17	金	木戸石 増沢	四季美術館 ※9:30～
22	水	太田 摩当		20	月	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
23	木	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢	北秋田市交流センター	21	火	松ヶ丘 下杉	森吉コミュニティセンター
24	金	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		22	水	川井 道城	
27	月	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣		23	木	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
28	火	田中 胡桃館 南田中		24	金	合川 梅栄	四季美術館 ※9:30～
3/1	水	住吉町 花園町		27	月	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
2	木	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場 川口 小ヶ田		28	火	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
3	金	舟見町 新舟見町		3/1	水	根森田 巻瀬 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	森吉コミュニティセンター
6	月	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		2	木	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
7	火	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		3	金	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢	
8	水	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		5	日	合川・森吉・阿仁地区で平日に申告できない方	森吉コミュニティセンター
9	木	材木町 伊勢町		6	月	大杉 裏町 学校通 根小屋 日栄 鶴田 長野	
10	金	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		7	火	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂	
12	日	鷹巣地区で平日に申告できない方		8	水	米畑 中新田 大沢 山崎 伊勢ノ森 長野岱 高校通 御狩屋 松栄	
13	月	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		9	木	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
14	火	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		10	金	七曲 松山町 新町 横町 大町 中道岱	
15	水	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		13	月	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
				14	火		
				15	水		

☆日曜日は混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

◆平成28年からマイナンバーの確認書類が必要です

平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー(個人番号)の番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

なお、電子申告(e-tax)で送る場合には、どちらも必要ありません。
◎番号確認書類※いずれか1つ
マイナンバーカード／通知カード
／住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの) など

◎身元確認書類※いずれか1つ
運転免許証／公的医療保険の被保険者証／パスポート／障害者手帳／在留カード など

※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

◆申告書は郵送又は窓口で提出できます

申告書を郵送又は窓口に出す場合は、収支内訳書の添付、保険料控除証明書等の書類の添付をしてください。また、郵送又は窓口に出される前に、必要書類がそろっているか必ずご確認ください。

◆税務課からのお願い

申告会場は大変混み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことにご協力ください。

▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」、

「贈与税」、「平成27年以前の所得税の確定申告」については、直接、税務署に申告してください。

▼あらかじめ書類の分類及び集計を

【営業・農業・不動産収入のある方】

収支内訳書を作成していただくか、収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。

【医療費控除の申告を行う方】

支払先の医療機関ごとに領収書を分類し、集計してください。

※集計をされていない場合は、集計後の相談となりますので、順番が遅くなる場合があります。

▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。

▼申告相談期間中のお問い合わせ

申告相談期間中は、担当職員が申告会場に出向くため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。問い合わせはできるだけ申告相談期間前をお願いします。

申告前に書類の確認を！

- 申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。(□欄を使って確認してください)
- 税務署から確定申告書が送られている方は、必ずその申告書をご持参ください。

●すべての方	□印鑑	□社会保険料、国民年金等掛金等の領収書又は証明書	□身体障害者手帳
□生命保険料支払証明書	□地震保険料支払証明書	□医療費の領収書(支払先ごとに集計)	
□火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)又は領収書			
□マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類	□在学証明書(大学生のいる家庭)		
□預金口座番号のわかるもの(還付申告の場合)			
●給与所得のある方	□給与・報酬等の源泉徴収票	※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から給与・報酬等が支払われている場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。	
●年金所得のある方	□公的年金の源泉徴収票	※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から公的年金を受給している場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。	
●農業所得のある方	□収支内訳書、帳簿、農協等の出荷証明書		
□米政策に係る抛出金などの雑収入の証明書			
□土地改良費、その他必要経費の領収書			
●営業、不動産収入のある方	□収支内訳書、帳簿		
□報酬・不動産の支払調書			
□必要経費の領収書			
●利子、配当、一時所得のある方	□支払調書等、支払額がわかるもの	□経費がある場合は、その額のわかるもの	
●譲渡所得のある方	□譲渡した物件の売買契約書	□譲渡費用(手数料、測量費)などの領収書	
□特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類			

